

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「伊万里市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、「伊万里市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容等）の審議を行いました。

■伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定体制■

